

講義資料④の 1

平成 28 年 9 月 1 2 日施行／公金の債権回収業務に関する法務研修(岐阜開催)

公金の債権回収業務に関する法令と実務

東京弁護士会所属；弁護士 須 田 徹

本日の講義内容；

<はじめに>

1 債権の意義・区分	p 1
2 任意の履行を求める措置	p 9
3 財産調査.....	p 21
4 徴収困難であると判断されるとき措置	p 29
5 強制的な措置（法的手続による回収）	p 31
6 時効	p 35
7 欠損処理.....	p 43
<参考判例>	p 44

<はじめに>

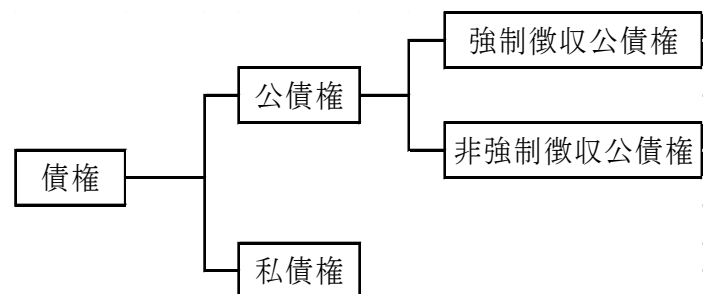
- ・滞納整理の要諦は、回収すべきものは回収し、落とすべきものは落とすことにある。
- ・徴収率を上げるコツは、法令に則った債権管理を行うことに尽きる。

1 債権の意義・区分

(1) 自治法上の債権

- ・金銭債権 自治法 240 条 1 項
 - c f. 財産 自治法 237 条 1 項
 - c f. 物権と債権
 - 物権・・・物に対する権利 ex. 所有権, 抵当権
 - 債権・・・人に対する権利＝特定の人に特定の行為（給付）を請求する権利

(2) 債権の分類



- ① 非強制徴収公債権
滞納処分（自力執行）による徴収不可
c f. 自治法 231 条の 3 第 1 項
- ② 強制徴収公債権 滞納処分による徴収可
c f. 自治法 231 条の 3 第 3 項
- ③ 私債権

(3) 公債権

1) 意義

- ・公法上の原因に基づいて発生する債権
- ・公法上の原因とは？

(自治法)

第 231 条の 3 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第 1 項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 第 1 項の歳入並びに第 2 項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前 4 項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

6 以下省略

(財産の管理及び処分)

第 237 条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2 項以下 略

(債権)

第 240 条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

4 前 2 項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。

1. 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づく徴収金に係る債権

2. 過料に係る債権

3. 証券に化体されている債権（社債等登録法（昭和 17 年法律第 11 号）又は国債に関する法律（明治 39 年法律第 34 号）の規定により登録されたもの及び社債等の振替に関する法律の規定により振替口座簿に記載され、又は記録されたものを含む。）

4. 預金に係る債権

5. 歳入歳出外現金となるべき金銭の給付を目的とする債権

6. 寄附金に係る債権

7. 基金に属する債権

2) 種類

ア 地方税（自治法 223 条）

イ 強制徴収公債権（自治法 231 条の 3 第 3 項【p 2】）

① 分担金（自治法 224 条），加入金（同 226 条等），過料（同 14 条 3 項等）

② 法律に滞納処分できる旨の規定がある。

e x . 下水道使用料（自治法附則 6 条 3 号），国民健康保険料（国民健康保険法 79 条の 2），介護保険料（介護保険法 144 条），道路占用料（道路法 73 条 3 項【p 6】）

ウ 非強制徴収公債権

- ・強制徴収公債権以外の公債権
- ・使用料（自治法 225 条），手数料（同 227 条），その他は法律の規定がなければ非強制徴収公債権

3) 発生（道路占用料を例として）

- ・占用許可（道路法 32 条 1 項【p 6】）
- ・占用料の徴収（同法 39 条 1 項【p 6】，各自治体の道路占用料等徴収条例）

e x . 岐阜県道路占用料等徴収条例 2 条【p 6】

(4) 私債権

1) 意義

- ・私法上の原因に基づいて発生する債権
契約（民法第 3 編債権・第 2 章），事務管理（同・第 3 章），不当利得（同・第 4 章），不法行為（同・第 5 章）

2) 発生要件（契約の場合）

申込と承諾

3) 岐阜県における母子福祉資金貸付・・・私債権の例として

ア 根拠法令

- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法（以下「母子寡婦法」という。）
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令
- ・岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（以下「細則」という。）

(自治法)

第 14 条

3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役若しくは禁錮、100万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第 223 条 普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

第 224 条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第 226 条 市町村は、第 238 条の 6の規定による公有財産の使用につき使用料を徴収することができるほか、同条第 2 項の規定により使用の許可を受けた者から加入金を徴収することができる。

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

附則

第 6 条 他の法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。

3. 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十八条から第二十条まで（第二十五条の十において第十八条及び第十八条の二を準用する場合を含む。）の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料

(国民健康保険法)

(滞納処分)

第 79 条の 2 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(介護保険法)

(滞納処分)

第百四十四条 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(道路法)

(道路の占用の許可)

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

二 以下省略

(占用料の徴収)

第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

(負担金等の強制徴収)

第73条 この法律、この法律に基づく命令若しくは条例又はこれらによつてした処分により納付すべき負担金、占用料、駐車料金、割増金、料金又は連結料（以下これらを「負担金等」という。）を納付しない者がある場合においては、道路管理者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(岐阜県道路占用料等徴収条例)

(占用料の額)

第二条 占用料の額は、別表 占用料の欄に定める金額に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意をした占用の期間（・・・）に相当する期間を同表 占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、
・・・

2 以下省略

別表

別表（第二条関係） 占用物件		占用料		
		単位	所在地	
			市	町村
法第三十二条第一項 一号に掲げる工作物	第一種電柱	一本につき一年	一、二〇〇	一、一〇〇
	第二種電柱		一、八〇〇	一、七〇〇
	第三種電柱		二、五〇〇	二、三〇〇
	第一種電話柱		一、一〇〇	九七〇

イ 目的

- ・母子寡婦法 1 条

ウ 借受資格

- ・母子寡婦法 6 条, 13 条 1 項, 31 条の 6, 32 条

エ 貸付けの手続き

- ・貸付の申請 (細則 3 条) 申込
- ・審査 (細則 5 条)
- ・貸付決定 (細則 5 条)
- ・通知 (細則 5 条) 承諾
- ・借用書の提出 (細則 6 条)
- ・金銭の交付

オ 法的性質 (発生原因)

- ・公債権か私債権か→私債権→貸付債権は法律, 施行令, 細則に基づいて発生するのではない。
- ・貸付債権は契約によって発生するとすると, 法律, 施行令, 細則に法的意味はないのか→内部的拘束力
- ・契約といえども, 自治体が当事者となる契約であるから憲法上の原則 (平等原則等) の適用を受ける。
- ・法律や条例等の法令は, 当然には相手方に効力を及ぼさないが, 法定約款ないし附合約款として間接的な効力を有する (通常, 借用書などに「〇〇条例を遵守して返済することを誓約します。」などの文言が記載されている。)。但し, 相手方に対し, その内容について十分な説明が必要である。

***資料 p 1**

(5) 公債権, 私債権の区分に関する判例

- ・公営住宅
最判昭 59. 12. 13 【p 45】
- ・水道料金
最決平 15. 10. 10 【p 47】
- ・公立病院の診察料
最判平 17. 11. 21 【p 48】

(母子及び父子並びに寡婦福祉法)

(目的)

第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。

(定義)

第6条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

1. 離婚した女子であつて現に婚姻をしていないもの
2. 配偶者の生死が明らかでない女子

(以下省略)

(母子福祉資金の貸付け)

第13条 都道府県は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童に対し、配偶者のない女子の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

1. 事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
2. 配偶者のない女子が扶養している児童の修学に必要な資金

(以下省略)

(父子福祉資金の貸付け)

第31条の6 都道府県は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童（・・・）に対し、・・・、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

(以下省略)

(寡婦福祉資金の貸付け)

第32条 第13条第1項及び第3項の規定は、寡婦（・・・）について準用する。（以下省略）

(岐阜県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則)

(資金の貸付申請)

第三条 法第十三条第一項、・・・の規定による資金の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書（別記第一号様式）に戸籍謄本・・・書類を添えて、知事に申請しなければならない。（以下省略）

第五条 知事は、第三条の規定による申請書類を審査し、資金を貸し付ける旨又は貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定通知書（別記[第十一号様式](#)）又は貸付不承認通知書（別記[第十一号様式の二](#)）を当該申請者に交付するものとする。

(借用書の提出)

第六条 前条の規定による資金の貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）を受けた者（・・・以下「借受人」という。）は、前条の貸付決定通知書の交付を受けた日から三十日以内に借用書（別記[第十二号様式](#)）を知事に提出しなければならない。

2 省略

2 任意の履行を求める措置

(1) 督促

1) 法令の確認

- ・公債権・・・自治法231条の3第1項【p2】
個別法 ex. 道路法73条1項【p6】
- ・私債権・・・自治法240条2項【p2】，自治令171条

2) 督促する時期，督促の方法，指定すべき期限

- ・自治法に規定無し
- ・条例，財務規則，会計規則等に定めをおいている自治体もある。
ex. 岐阜県の場合，岐阜県会計規則33条に，納期限後20日以内に督促状（[第十一号様式](#)）より完納すべき旨を督促しなければならない，督促状を発する日から10日以内において納期限を指定しなければならない旨の定めがある。 ***資料 p 2, p 3**

3) 督促の効力

- ・強制徴収公債権 滞納処分の前要件（自治法231条の3第3項【p2】）
- ・時効中断 自治法236条4項により絶対的な時効中断の効力 ただし，最初の督促のみ
cf. 民法153条
- ・公債権につき条例に定めがあれば督促手数料，延滞金の徴収可（自治法231条の3第2項【p2】）
ex. 岐阜市の場合，市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例により督促手数料及び延滞金を徴収できる（4条，5条）。

(自治法)

(金銭債権の消滅時効)

第 236 条

4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、民法第 153 条(前項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(自治令)

(督促)

第 171 条 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に係る債権を除く。)について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(民法)

(催告)

第 153 条 催告は、6 箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、
・ ・ ・をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

(岐阜県会計規則)

(督促)

第三十三条 収支等命令者は、納期限までに歳入を完納しない者があるときは、納期限後二十日以内に督促状(第十一号様式)により完納すべき旨を督促しなければならない。
2 前項の督促状には、これを発する日から十日以内において納期限を指定しなければならない。

(岐阜市市税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金徴収条例)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 3 第 2 項の規定により、市税以外の諸納付金を指定期限内に納付しないものがあるときは、別に定める場合のほか、この条例の定めるところにより督促手数料及び延滞金を徴収する。

第 2 条 市長は市税以外の諸納付金を指定期限内に完納しないものがあるときは、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない。

前項の督促状に指定すべき納付の期限は、その発布の日から 15 日以内とする。

第 3 条 前条の規定により、督促状を発したときは、督促手数料並びに延滞金を徴収する。

第 4 条 督促手数料は、督促状 1 通につき 100 円とする。

第 5 条 延滞金は納付金額が 2,000 円以上(当該金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該納付金額に年 10.95 パーセント(当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額(当該金額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、延滞金が 1,000 円未満である場合においては、これを徴収しない。

2 省略

4) 送達

- ・自治法 231 条の 3 第 4 項【p 2】 通常到達すべきときに送達があったものと推定される（地方税法 20 条 4 項【p 14】）。←公債権のみ（私債権適用なし）。

c f. 民法 97 条

- ・交付送達（地方税法 20 条 2 項【p 14】）
- ・差置送達（同条 3 項 2 号【p 14】）
- ・公示送達（同 20 条の 2【p 14】）

5) 再督促（催告）

- ・自治法に規定無し
- ・弁済を促すという事実上の効果を期待して行う。
- ・2 回目以降の督促に民法 153 条【p 10】の催告の効力はあるとするのが判例（最判昭 43. 6. 27【p 44】）
- ・ワンパターンではダメ。次第に強い口調のものにする。

*資料 p 4, p 5

6) 期限の利益の喪失条項がある場合の督促・催告

- ・自治法 240 条 2 項【p 2】，自治令 171 条の 3
- ・期限の利益の意味 請求失期と当然失期
- ・繰上事由

法令 民法 137 条，民法 930 条等

契約 期限の利益の喪失約款

c f. 母子及び父子並びに寡婦法施行令 16 条

- ・配達証明付内容証明郵便で送る。→併せて最後通牒の役割

*資料 p 6, p 7

7) 保証人に対する請求

- ・自治令 171 条の 2 第 1 号
 - ・請求の時期・・・「相当の期間」とは
- c f. 平 20. 2. 21 広島地裁福山支部判決【p 49】
- c f. 平 24. 7. 18 東京地裁判決【p 51】

(自治令)

(強制執行等)

第 171 条の 2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5の措置をとる場合又は第 171 条の 6の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

1. 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
2. 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
3. 前 2 号に該当しない債権（第 1 号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第 171 条の 3 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができ理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第 171 条の 6 第 1 項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(民法)

(隔地者に対する意思表示)

第 97 条 隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。

2 省略

(期限の利益の喪失)

第 137 条 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

1. 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
2. 以下省略

(期限前の債務等の弁済)

第 930 条 限定承認者は、弁済期に至らない債権であっても、前条の規定に従って弁済をしなければならない。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令)

(一時償還)

第十六条 道府県は、母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、・・・当該母子福祉資金貸付金の貸付けを受けた者に対し、母子福祉資金貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

二 償還金の支払を怠つたとき。

(地方税法)

(書類の送達)

第20条

- 2 交付送達は、地方団体の職員が、前項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行う。ただし、(以下省略)の他の場所において交付することができる。
- 3 次の各号に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行うことができる。
 - 二 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受取を拒んだ場合 送達すべき場所に書類を差し置くこと。
- 4 通常の手配による郵便又は信書便によって第一項に規定する書類を発送した場合には、・・・、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

(公示送達)

第20条の2 地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

- 2 公示送達は、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を地方団体の掲示場に掲示して行う。
- 3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

(2) 履行延期の特約等

1) 法令の確認

- ・自治法240条3項【p2】，自治令171条の6
- ・私債権及び非強制徴収公債権のみ適用

2) 適用要件の確認方法

*資料 p 8 ~ p 1 0

3) 延長する期間

- ・特に定めなし
- ・条例等に定めを置いている自治体もある。
e x . 岐阜市の場合，債権取扱規則11条【p18】により，原則として，5年以内とされている（再延長可）。

4) 法的効果

- ・期限の利益を付与→遅滞は解消

5) 民法上の和解との関係

- ・民法上の和解（民法695条）ではない。
- ・したがって，議会の議決は不要であるが，裁判所で行うときは必要となる（自治法96条1項12号）。

6) 履行延期に係る措置

- ・特に定めなし
- ・利息は課すべき。できれば担保提供させる。
c f . 岐阜市債権取扱規則12条【p18】，13条【p18】

7) 特約等に付すべき条件

- ・特に定めなし
- ・期限の利益の喪失条項，住所変更通知義務，調査受忍義務等を付すべき。
c f . 岐阜市債権取扱規則17条【p18】

- ・同意書の入手 *資料 p 1 1

8) 手続き

- ・特に定めなし
c f . 岐阜市の場合，書面による申請が必要（岐阜市債権取扱規則10条【p18】）

*資料 p 1 2 ~ p 1 7

(自治法)

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

10. 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
12. 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（・・・）、和解（・・・）、斡旋、調停及び仲裁に関すること。

(自治令)

(履行延期の特約等)

第 171 条の 6 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）

について、次の各号の一に該当する場合には、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

1. 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 2. 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 3. ～4. 省略
- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

(民法)

(和解)

第 695 条 和解は、当事者が互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめることを約することによって、その効力を生ずる。

(岐阜市債権取扱規則)

(履行延期の特約等の手続)

第 10 条 債権について、履行期限を延長する特約又は処分(以下「履行延期の特約等」という。)は、債務者から書面による申請に基づいて行うものとする。

2 前項の書面は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

- (1) 債務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 債権金額
- (3)～(8) 省略

3 以下省略

(履行期限を延長する期間)

第 11 条 履行延期の特約等をする場合には、履行期限(履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、当該履行延期の特約等をする日)から 5 年(政令第 171 条の 6 第 1 項第 1 号又は第 5 号に該当する場合には、10 年)以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等することを妨げない。

(履行延期の特約等に係る措置)

第 12 条 履行延期の特約等をする場合には、債務者に対し、担保を提供させるものとする。

2 以下省略

第 13 条 履行延期の特約等をする場合には、[前条第 1 項](#)の規定により担保を提供させるとともに、一般金融市場における金利を勘案して定める率による延納利息を付するものとする。ただし、・・・。

(履行延期の特約等に付する条件)

第 17 条 履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を付するものとする。

(1) 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。

(2) 次の場合には、当該債権の全部又は一部について当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

ア 債務者がその財産を隠し、損ない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をし、市の不利益となるとき。

イ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。

ウ 債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等の理由が生じたとき。

エ 債務者が[前号](#)の条件その他の当該履行延期の特約等に付された条件に従わないとき。

オ [ア](#)から[エ](#)までのほか、債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適當となったと認められるとき。

2 省略

(3) 納付誓約書による分割納付容認

1) 法令の確認

- ・ 法的根拠なし
- ・ 地方税，その他の公債権，私債権にも使われている。

*資料 p 1 8

2) 要件の確認

- ・ 特に限定なし

3) 猶予期間

- ・ 特に制限なし

4) 法的効果

- ・ 納付義務者が一方的に差し入れるものであり，法的効果は発生しない。
- ・ 合意が成立しているとみることはできない。
- ・ 債務承認として時効中断の効力はある（民法147条3号）。

5) 事実上の効果

- ・ 納付誓約どおりに履行している間は強権発動（滞納処分，訴訟提起等の法的手続き）を差し控えるという事実上の効果はある。

6) 濫用すると弊害の方が大きい。

- ・ 法的根拠を有しないので，安易に適用される。→不履行→納付誓約書→不履行→納付誓約書・・・（繰り返し）・・・長期滞納者を現出
- ・ 滞納初期に短期間に限って使うべきである。
- ・ 不履行のときは，原則どおり，法的手続きを採るべきである。

(時効の中断事由)

第 147 条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

1. 請求
2. 差押え、仮差押え又は仮処分
3. 承認

3 財産調査

(1) 財産調査の目的

- ・債務者の収入状況，資産状況を把握することにより，回収するのか，落とすのか，今後採るべき措置を決める。

(2) 地方税の徴税吏員の滞納処分に関する調査権限

1) 質問検査権

- ・地方税法 3 3 1 条 6 項（市町村民税）→国徴法 1 4 1 条
- ・滞納者のみならず，滞納者と取引関係のある第三者等に対しても調査可能
- ・この権限を使って，例えば，金融機関に滞納者との取引の有無や取引経過に関する情報を入手することができる。
- ・質問検査に応じない者，虚偽の陳述をなし，あるいは虚偽の書類を提出したりした者については罰則の適用がある（地方税法 3 3 3 条 1 項（市町村民税）等）。

2) 官公庁等に対する調査

- ・地方税法 3 3 1 条 6 項（市町村民税）→国徴法 1 4 6 条の 2
- ・この権限を使って，例えば，税務署に対して法人税，所得税申告書等及び納税状況等を照会できる。

3) 搜索

- ・地方税法 3 3 1 条 6 項（市町村民税）→国徴法 1 4 2 条
- ・この権限を使って，滞納者宅に立ち入り，現金や高価品，帳簿等を探し出す。

(3) 地方税以外の強制徴収公債権の場合の調査権限

- ・地方税の滞納処分の例による（自治法 2 3 1 条の 3 第 3 項【p 2】）
- ・地税法は，税目毎に滞納処分について規定しているが，それらの規定は，当該規定に定めのないものについては，「国徴法に規定する滞納処分の例による。」としており，国徴法の滞納処分の規定が包括的に適用になる。
- ・それ故，当該強制徴収公債権については，その債権の性質に反しない限り，国税の滞納処分について適用される法規を一般的に準用することになる。

(地方税法)

第 331 条

6 前各項に定めるものその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

(国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第 333 条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によって行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
- 二 第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によって行う市町村の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

(国税徴収法)

(質問及び検査)

第 141 条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（・・・）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第四百四十六条の二及び第八十八号第二号において同じ。）を検査することができる。

- 一 滞納者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

(搜索の権限及び方法)

第 142 条 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。

- 2 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。
 - 一 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。
 - 二 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。
- 3 徴収職員は、前二項の搜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

(官公署等への協力要請)

第 146 条の 2 徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

- ・この法規の主なものは国徴法第5章の滞納処分の規定であるところ、財産調査については、同法同章第2款（141条ないし147条）に規定があり、強制徴収公債権については上記規定が適用になる。

（4）非強制徴収公債権・私債権の場合

- ・調査権なし→では、どうしたらよいか→情報を共有化できないか。
→後記（6）

（5）情報共有化についての制約

1) 個人情報保護法

- ・第三者提供の原則禁止（個人情報保護法23条）
- ・金融機関等からの情報を入手できない。

2) 個人情報保護条例

ア 情報の取得制限

- ・岐阜県個人情報保護条例6条1項，2項 所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で，適法かつ公正な手段によって収集しなければならない。
- ・同条3項 個人情報を収集するときは，本人から直接これを収集しなければならない。

イ 目的外利用，第三者提供の禁止

- ・同条例7条 原則として，本人の同意を得ずに，目的外利用することはできない。また，第三者に提供することはできない。

3) 税務情報に係る守秘義務

ア 法令の確認

- ・地方税法22条
- ・平成25年改正 守秘義務の範囲の拡大，厳罰化

イ 趣旨

- ・地方税法331条6項【p22】等，国税徴収法141条【p22】，地方税法333条1項【p22】等により，自力執行力のある債

(個人情報保護法)

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(岐阜県個人情報保護条例)

(収集の制限)

第六条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的をできる限り明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集する場合は、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一～七 省略

4 省略

(利用及び提供の制限)

第七条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一～六 省略

2 以下省略

(地方税法)

(秘密漏えいに関する罪)

第22条 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

権の徴収職員に強力な調査権限が付与されている。

- ・そして、地方税法22条は、同法が上述のとおり徴税職員に対して強力な調査権限を与えていることと引き換えに、徴税職員に対して、通常の地方公務員と比して、広範で、かつ重い守秘義務を課しており、「漏洩」のみならず、「窃用」も禁じている。
- ・専らプライバシー保護か、申告納税制度の下での税務行政の適正な執行を確保するという公益保護をも目的として含んでいるのか。
 - c f . 東京高裁平成7年7月19日判決【p46】 最高裁平成9年4月25日判決はこれを支持・・・含む。
 - c f . 大阪高裁平成10年1月29日判決【p47】 最高裁平成14年9月26日判決はこれを支持・・・含む。
 - c f . 大阪地裁平成13年3月8日判決【p47】・・・含まない。

ウ 「漏洩」の意義

- ・「漏洩」とは、私人の秘密を本人の意思に反して第三者に知らせることをいう。
- ・「租税行政組織内部において、当該事案に関する租税の確定・徴収のために必要な範囲内で、上司及び当該事案の調査に従事する他の職員に知らせること」は「漏洩」の唯一の例外である（弘文堂／金子宏「租税法」第16版698頁）。
- ・上記文献では「（租税行政組織内部であっても）上司及び当該事案の調査に従事する」他の職員に限り、「漏洩」の例外にあるとされている。したがって、「徴税吏員と徴収吏員の併任」をすることで、「漏洩」という構成要件該当性を回避できるとは断言できない。

エ 「窃用」の意義

- ・秘密に該当する私人の情報を本人の意思に反して利用することをいう。税の徴収のために収集した情報を私債権等の徴収の目的に使用するのには「窃用」あたると考えられる。

オ 秘密の意義

- ・実質秘であることが必要（最高裁昭和52年12月19日判決【p45】）
 - 当該秘密が一般に知られておらず、かつ、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有するものであることが必要である。

カ 守秘義務の解除

i) 強制徴収公債権の徴収職員相互間

- ・強制徴収公債権の徴収職員は地方税の徴収吏員と同様の権限と守秘義務を負っている。

c f. 平成19年3月27日総税企第55号「地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について」

***資料 p 19～p 21**→この通知では、国税徴収法や地方税法の例による自力執行権が付されている債権については、地方税法22条に定める守秘義務に関し、滞納者の財産情報を利用することは差しつかえない、とされている。

ii) 法令によって、その開示が要求され、あるいは、閲覧が認められている場合

- ・恩給法58条の4，生活保護法29条，公営住宅法23条の2（現行法34条）

c f. 大阪地裁昭和43年12月25日判決【p 44】（公営住宅法23条の2に基づく市町村民税課税台帳の閲覧は可），大阪高判昭45. 1. 29（上記大阪地裁判決の控訴審）

iii) 照会に応じないことについて罰則等が課され、これによって守秘義務を解除したと認められる場合

- ・刑事訴訟法144条により公務員の職務上の秘密に関する証言拒否権が原則として認められない場合等¹

iv) 本人同意があればよいのか。

- ・趣旨をどう解するのか。

c f. 総務省平成23年3月3日「生活困窮者対策等における税務情報の活用について」 **資料 p 22～p 24**

c f. 前掲東京高裁平成7年7月19日判決・・・本人が同意していても課税庁が守秘義務を理由に調査担当者の証言を許可しなかったことは違法であるということとはできない。

キ 違法性が阻却される場合もある。

- ・東京高裁平成9年6月18日判決【p 46】

¹ 刑事訴訟法144条は、「公務員又は公務員であつた者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。但し、当該監督官庁は、国の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。」と規定している。

(恩給法)

第五十八条ノ四 普通恩給ハ恩給年額百七十万円以上ニシテ之ヲ受クル者ノ前年ニ於ケル恩給外ノ所得ノ年額七百万円ヲ超ユルトキハ左ノ区分ニ依リ恩給年額ノ一部ヲ停止ス但シ恩給ノ支給年額百七十万円ヲ下ラシムルコトナク其ノ停止年額ハ恩給年額ノ五割ヲ超ユルコトナシ

一 ～四 省略

- 2 前項ノ恩給外ノ所得ノ計算ニ付テハ所得税法（昭和四十年法律第三十三号）ノ課税総所得金額ノ計算ニ関スル規定ヲ準用ス
- 3 第一項ノ恩給外ノ所得ハ毎年税務署長ノ調査ニ依リ裁定庁之ヲ決定ス
- 4 以下省略

(生活保護法)

(資料の提供等)

第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三条第二項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

二 省略

- 2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

(公営住宅法)

(収入状況の報告の請求等)

第三十四条 事業主体の長は、・・・の規定による家賃の決定、・・・の規定による家賃若しくは金銭の減免、・・・の規定による敷金の減免、・・・の規定による家賃、敷金若しくは金銭の徴収の猶予、・・・の規定による明渡しの請求、・・・の規定によるあつせん等又は・・・の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

(5) 対応策

- ・非強制徴収公債権，私債権については，本人から情報を取るのが原則である。→何とかして接触を図る。 *資料 p 25～p 26
- ・本人から同意書を取る。 *前掲資料 p 11
- ・弁護士法 23 条の 2 を活用する。
(不開示に対して損害賠償請求できるか?)

肯定・・・東京地判平 22. 9. 16 【p 50】，名古屋地判平 25. 2. 8 【p 52】

否定・・・東京高判平 25. 4. 11 【p 52】，名古屋高判平 25. 7. 19 【p 52】

4 徴収困難であると判断されるとき の措置

(1) 徴収停止

1) 法令の確認

- ・自治法 240 条 3 項 【p 2】，自治令 171 条の 5
- ・私債権及び非強制徴収公債権のみ適用

2) 要件

- ・法人の倒産 (1 号)
- ・自然人の行方不明 (2 号)・・・所在不明の基準定立が必要
- ・金額が少額 (3 号)・・・取立に要する費用に満たないときの解釈

3) 法的効果

- ・内部的手続きであり，債務者との法律関係に影響はない。→時効は進行する。
- ・自治法上は徴収を停止した後の措置について規定がない。
c f. 江戸川区の私債権の管理に関する条例 14 条 1 項 5 号，江戸川区の私債権の管理に関する条例施行規則 5 条→徴収停止後 1 年経過すれば債権放棄が可能となる。

(2) 事実上の徴収停止

1) 法令の確認

自治令 171 条の 2 本文ただし書き 【p 12】

(弁護士法)

(報告の請求)

第 23 条の 2 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。

- 2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(地方自治法施行令)

(徴収停止)

第 171 条の 5 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

1. 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
2. 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
3. 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(江戸川区の私債権の管理に関する条例)

(放棄)

第十四条 区長は、区の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

五 第十一条により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。

- 2 省略

(江戸川区の私債権の管理に関する条例施行規則)

(徴収停止後の期間)

第五条 条例第十四条第一項第五号に規定する「徴収停止の措置をとった日から相当の期間」とは、一年以上とする。

2) 該当事由

- ・「その他特別の事情」とは →放棄が見込まれるときその他請求することが相当でないとき
 - c f. 生活保護受給中の場合
 - c f. 債務整理中の場合
 - c f. 債権放棄事由がある場合

(3) 債権放棄

1) 議会の議決が必要

自治法96条1項10号【p16】

2) 議会の議決は不要

ア 自治令171条の7 債務免除

イ 個別条例

ウ 債権管理条例

c f. 江戸川区の私債権の管理に関する条例14条1項

3) 放棄の意思表示は必要か

- ・最判平24.4.20【p51】

5 強制的な措置（法的手続による回収）

(1) 法令の確認

- ・自治法240条2項【p2】，自治令171条の2【p12】
- ・私債権及び非強制徴収公債権のみ適用
- ・強制徴収公債権は地方税の滞納処分の例による（自治法231条の3第3項【p2】）。
- c f. 訴訟を提起するには議会の議決が必要（自治法96条1項12号【p16】）
- e x. 江戸川区の場合，500万円以下の場合には専決処分で可（自治法180条，江戸川区の私債権の管理に関する条例8条）

(自治法)

- 第180条** 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(自治令)

(免除)

- 第171条の7** 普通地方公共団体の長は、前条(注：【p16】)の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。
- 2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。
- 3 前2項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

(江戸川区の私債権の管理に関する条例)

(専決処分)

- 第八条** 訴訟手続等により履行を請求する場合において、その目的の価額が五百万円以下のものについては、訴えの提起、和解及び損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について(平成十六年三月十七日付け江戸川区議会議決)により処理することができる。

(放棄)

- 第十四条** 区長は、区の私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。
- 一 債務者が著しい生活困窮状態(生活保護法(・・・)の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。)にあり、資力の回復が困難であると認められるとき。
 - 二 破産法(・・・)第二百五十三条第一項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
 - 三 当該債権について消滅時効が完成したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理由がある場合を除く。)
 - 四 第七条の規定により強制執行等の手続をとっても、なお完全に履行されない当該債権について、強制執行等の手続が終了したときにおいて債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
 - 五 第十一条により徴収停止の措置をとった当該債権について、徴収停止の措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済する見込みがないと認められるとき。
- 2 区長は、前項の規定により区の私債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(2) 法的手続きを採るべき時期

「相当の期間」とは、債権の性質、取引の実態、時効期間の長短等を考慮して決すべきであるが、その認定が遅れて債権の完全な実現を阻害することのないよう配慮するべきである。一般的にはおおむね1年を限度とすべきであろう（以上、松本英昭著「逐条地方自治法第4次改訂版」920頁）。

- c f. 江戸川区の場合、私債権については、1年を限度とするとしている（江戸川区の私債権の管理に関する条例7条【p36】，江戸川区の私債権の管理に関する条例施行規則4条【p36】）。

(3) 法的手続きを採らなかったとき

- ・相当期間経過後は違法になる？

- c f. 住民訴訟（自治法242条の2） ***資料 p 39**

- c f. 最判平16. 4. 23【p48】，最判平21. 4. 28【p49】

- c f. 奈良地判平19. 3. 22（貸金の償還に係る案件）【p48】，大阪高判平21. 12. 17（上記奈良地判の控訴審）【p50】
→怠る事実の違法確認（自治法242条の2第1項3号）及び返還代位請求（旧4号）を認容

- c f. 大津地判平23. 3. 24（町有地の管理を怠ったことにつき町の元町長に対する支払請求認容）【p50】→損害賠償請求義務づけ（自治法242条の2第1項4号）

(4) 法的手続きを採らなくてもよい場合とは

→前記4

(5) 自治体が有する債権の請求に係る訴訟の実情

- ・案件は殆ど1回で終わる。

- 欠席判決（民訴法159条3項）、和解に代わる決定（同275条の2）、訴訟上の和解（同267条）

- ・最も簡易・迅速かつ有効な解決手段である。

- *資料 p 27～p 36**

- ・債務者から反応がない場合、財産調査権がない私債権、非強制徴収公債権にあっては、訴訟以外に解決の方法はない。

(自治法)

第 242 条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは・・・職員について、・・・と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、・・・、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

（2 項以下 略）

(住民訴訟)

第 242 条の 2 普通地方公共団体の住民は、前条第 1 項の規定による請求をした場合において、・・・監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは・・・議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は・・・監査若しくは勧告を同条第 5 項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が・・・措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第 1 項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

3. 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
4. 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、（以下省略）

(民事訴訟法)

(自白の擬制)

第 159 条 当事者が口頭弁論において相手方の主張した事実を争うことを明らかにしない場合には、その事実を自白したものとみなす。ただし、弁論の全趣旨により、その事実を争つたものと認めるべきときは、この限りでない。

- 3 第一項の規定は、当事者が口頭弁論の期日に出頭しない場合について準用する。ただし、その当事者が公示送達による呼出しを受けたものであるときはこの限りでない。

(和解調書等の効力)

第 267 条 和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

(和解に代わる決定)

第 275 条の 2 金銭の支払の請求を目的とする訴えについては、裁判所は、被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、被告の資力その他の事情を考慮して相当であると認めるときは、原告の意見を聴いて、第 3 項の期間の経過時から 5 年を超えない範囲内において、当該請求に係る金銭の支払について、その時期の定め若しくは分割払の定めをし、又はこれと併せて、その時期の定めに従い支払をしたとき、若しくはその分割払の定めによる期限の利益を次項の規定による定めにより失うことなく支払をしたときは訴え提起後の遅延損害金の支払義務を免除する旨の定めをして、当該請求に係る金銭の支払を命ずる決定をすることができる。

- 3 第 1 項の決定に対しては、当事者は、その決定の告知を受けた日から 2 週間の不変期間内に、その決定をした裁判所に異議を申し立てることができる。
- 5 第 3 項の期間内に異議の申立てがないときは、第 1 項の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

- ・費用対効果の観点からも訴訟を提起すべきである。

＊資料 p 37、p 40

(6) 自治体債権にかかる強制執行の実情・・・費用倒れは嘘？

- ・公平性の確保するため
- ・不納欠損処理をするため
- ・費用対効果の観点からも強制執行を行うべきである。

c f. 江戸川区、練馬区のデータ ＊資料 p 38、p 41

6 時効

(1) 時効制度の概要

- ・取得時効と消滅時効

(2) 時効の起算点

- ・民法166条1項
- ・権利を行使することができるときから進行する。
- ・「権利を行使できるとき」とは、法律上の障害がなくなったときをいう。
- ・具体的には？
 - i) 履行期限の定めのある債権…履行期限が到来したとき
(但し、初日不参入のため、翌日から起算する)
 - ii) 履行期限の定めのない債権…債権成立時 (判例)
 - iii) 分割払債務で期限の利益喪失約定がないとき
→各分割払いの履行期限が到来したときから、各分割払金それぞれについて時効が進行する。
 - iv) 分割払債務で期限の利益喪失約定があるとき
 - a. 「分割金の支払を●回怠ったときは、当然に期限の利益を喪失し、残債務全額を直ちに支払う」旨の約定であるとき。

(江戸川区の私債権の管理に関する条例)

(強制執行等)

第七条 区長は、区の私債権について、前条の督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第十一条の措置をとる場合又は第十二条の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている区の私債権（保証人の保証がある区の私債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある区の私債権（次号の措置により債務名義を取得した区の私債権を含む。）については、強制執行の手続をとること。
- 三 前二号に該当しない区の私債権（第一号に該当する区の私債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

(江戸川区の私債権の管理に関する条例施行規則)

(督促後の期間)

第四条 条例第七条本文に規定する「督促をした後相当の期間」とは、一年を限度とする。

(民法)

(消滅時効の進行等)

第166条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

→ 期限の利益を喪失した日の翌日に債務の全部について時効が進行する。

b. 「分割金の支払を●回怠ったときは、債権者の請求により、残債務全額を直ちに支払う」旨の約定であるとき。

→ 債権者の請求がなされた日の翌日から債務の全部について時効が進行する。

- ・自治法236条3項

(3) 時効の効力

- ・民法144条 起算日にさかのぼる。
- ・自治法236条3項

(4) 時効期間

1) 民法

- ・167条1項 10年
- ・168条～174条【p38～40】・・・短期消滅時効
- ・174条の2【p40】

2) 商法

- ・522条1項【p42】 5年
商事債権とは・・・商法501条【p40】（絶対的商行為）、502条（営業的商行為）【p42】、503条（附属的商行為）【p42】
商人とは・・・商法4条【p40】、会社法5条【p42】
一方的商行為とは・・・商法3条【p40】

3) 自治法

- ・236条1項 5年

(5) 時効の中断事由

- ・民法153条【p10】
- ・自治法236条4項【p10】
- ・債務承認も時効中断事由（民法147条3号【p20】）

(6) 時効の援用・放棄

- ・民法145条, 146条

(自治法)

(金銭債権の消滅時効)

第236条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、5年間これを行なわないときは、時効により消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の中断、停止その他の事項（前項に規定する事項を除く。）に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法（明治29年法律第89号）の規定を準用する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

4 【p 8】

(民法)

(時効の効力)

第144条 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

(時効の援用)

第145条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

(時効の利益の放棄)

第146条 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

(債権等の消滅時効)

第167条 債権は、10年間行使しないときは、消滅する。

(定期金債権の消滅時効)

第168条 定期金の債権は、第1回の弁済期から20年間行使しないときは、消滅する。最後の弁済期から10年間行使しないときも、同様とする。

2 定期金の債権者は、時効の中断の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。

(定期給付債権の短期消滅時効)

第169条 年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、5年間行使しないときは、消滅する。

(三年の短期消滅時効)

第170条 次に掲げる債権は、3年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

1. 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権

2. 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

第171条 弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から3年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。

(二年の短期消滅時効)

第172条 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から二年間行使しないときは、消滅する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から五年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。

第173条 次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。

1. 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権
2. 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権
3. 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

(一年の短期消滅時効)

第174条 次に掲げる債権は、一年間行使しないときは、消滅する。

1. 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権
2. 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権
3. 運送賃に係る債権
4. 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権
5. 動産の損料に係る債権

(判決で確定した権利の消滅時効)

第174条の2 確定判決によって確定した権利については、十年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、十年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

(商法)

(一方的商行為)

第3条 当事者の一方のために商行為となる行為については、この法律をその双方に適用する。

2 当事者の一方が2人以上ある場合において、その1人のために商行為となる行為については、この法律をその全員に適用する。

(定義)

第4条 この法律において「商人」とは、自己の名をもって商行為をすることを業とする者をいう。

2 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者又は鉱業を営む者は、商行為を行うことを業としない者であっても、これを商人とみなす。

(絶対的商行為)

第501条 次に掲げる行為は、商行為とする。

1. 利益を得て譲渡する意思をもってする動産、不動産若しくは有価証券の有償取得又はその取得したものの譲渡を目的とする行為
2. 他人から取得する動産又は有価証券の供給契約及びその履行のためにする有償取得を目的とする行為
3. 取引所においてする取引
4. 手形その他の商業証券に関する行為

(営業的商行為)

第 502 条 次に掲げる行為は、営業としてするとき、商行為とする。ただし、専ら賃金を得る目的で物を製造し、又は労務に従事する者の行為は、この限りでない。

1. 賃貸する意思をもってする動産若しくは不動産の有償取得若しくは賃借又はその取得し若しくは賃借したものの賃貸を目的とする行為
2. 他人のためにする製造又は加工に関する行為
3. 電気又はガスの供給に関する行為
4. 運送に関する行為
5. 作業又は労務の請負
6. 出版、印刷又は撮影に関する行為
7. 客の来集を目的とする場屋における取引
8. 両替その他の銀行取引
9. 保険
10. 寄託の引受け
11. 仲立ち又は取次ぎに関する行為
12. 商行為の代理の引受け
13. 信託の引受け

(附属的商行為)

第 503 条 商人がその営業のためにする行為は、商行為とする。

- 2 商人の行為は、その営業のためにするものと推定する。

(商事消滅時効)

第 522 条 商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、5年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に5年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

(会社法)

(商行為)

第 5 条 会社（外国会社を含む。次条第一項、第八条及び第九条において同じ。）がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とする。

- ・自治法 236 条 2 項
c f. 最判昭 46. 11. 30 【p 44】
- ・時効完成後の債務承認→援用権の喪失 最判昭 41. 4. 20 【p 44】

(7) 時効が完成した場合の請求の可否

- ・公債権・・・不可
- 私債権・・・可
- ・時効完成を債務者に告知することの可否

7 欠損処理

(1) 欠損処理の意義

- ・不納欠損とは、既に調定された歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱いをいう（昭 27. 6. 12 行政実例）。
- ・法律上の存在と会計上の存在はできるだけ一致させることが望ましいが、必ず一致させなければならないものではない。
c f. 債権放棄

(2) 欠損処理が必要な場合

- 1) 債権が弁済及びこれに準ずる行為（相殺、代物弁済等）以外の理由により消滅したとき
- 2) 債権は存在するが、法律上又は事実上の理由により、徴収が不納若しくは著しく困難であると認められるとき

(3) 欠損処理の方法

- 1) 上記 (2), 1) のとき
 - ・公債権について時効完成
- 2) 上記 (2), 2) のとき
→ 前記 4, (3)

参考判例

最判昭41.4.20

債務者が、自己の負担する債務について時効が完成したのちに、債権者に対し債務の承認をした以上、時効完成の事実を知らなかつたときでも、爾後その債務についてその完成した消滅時効の援用をすることは許されないものと解するのが相当である。けだし、時効の完成後、債務者が債務の承認をすることは、時効による債務消滅の主張と相容れない行為であり、相手方においても債務者はもはや時効の援用をしない趣旨であると考えらるであろうから、その後においては債務者に時効の援用を認めないものと解するのが、信義則に照らし、相当であるからである。また、かく解しても、永続した社会秩序の維持を目的とする時効制度の存在理由に反するものでもない。

最判昭43.6.27

金銭の給付を目的とする国の権利についての消滅時効の中断に関しては、適用すべき他の法律の規定のないときは民法の規定を準用すべきものとする会計法三一条が、国税徴収権について適用あることはいうまでもない。されば、その徴収につき旧国税徴収法（明治三〇年法律第二一号）の適用される本件において、徴税機関が未納税額につき納付を催告し、その後六箇月内に差押等の手段をとつたときは、民法一五三条の準用により、時効の中断を認めざるをえない。旧国税徴収法が未納税額の納付催告の方法として特に督促を設け、これを民法一五三条の規定にかかわらず時効中断の効力を生ずるものと規定したこと（同法九条一二項）から、かかる特則の存する以上、催告による国税徴収権の時効の中断は、右督促の手續によるもの以外には認められず、民法一五三条の準用の余地はないものとする原判決の見解は是認できない。

大阪地判昭43.12.25

地方税法第二二条の立法趣旨は、地方税に関する調査の事務に従事している者が、事務に関して知りえた私人の秘密をその意に反して第三者に知らせることは、地方税法により、税の賦課徴収に必要な限度で私人に課せられた調査受忍義務の限度を越え、私人に対する違法な侵害となるので、これを防止することにあると考えられる。

ところで、公営住宅法第二三条の二は、割増賃料制度を適正に実施運用するにあたっては入居者の収入を的確に把握する必要があるので、入居者に対しては事業主体の求めに応じて報告をなすべき義務を課し、官公署に対しては、入居者が報告しない場合や報告の内容を確認する必要が生ずる場合のあることを考慮して、特段の公益上の理由がない限り事業主体の行う入居者の収入調査に協力すべきことを定めたものと解せられる。事業者が、公営住宅入居者の収入を確定するにあたり、必要な限度で市町村民税の課税台帳を閲覧することは入居者の収入を確知する上で確実、有効な方法であり、入居者は、割増賃料を徴収されるほか、右閲覧によつて特別の不利益を蒙るとは考えられないので、市町村長が事業主体に課税台帳を閲覧させる行為は公営住宅法第二三条の二に基づく適法な行為であり、地方税法第二二条にいわゆる「事務に関して知り得た秘密をもらし、又は窃用した場合、」に該当しないというべきである。

最判昭46.11.30

国家賠償法に基づく普通地方公共団体に対する損害賠償請求権は私法上の金銭債権であって、公法上の金銭債権でなく、したがって、その消滅時効については、『法律に特別

の定めがある場合』として民法第145条の規定が適用され、当事者が時効を援用しない以上、時効による消滅の判断をすることができないものと解すべきである。

かつては、自治法236条2項に規定する「法律に特別の定めがある場合」には、民法145条は含まれず、したがって、時効の援用及び放棄に関しては、公法上の金銭債権のみならず、私法上の金銭債権にも同条同項が適用されるとの取扱いであった（昭和38年12月19日自治庁行発93号）。しかし、自治省は、上記最高裁判決の趣旨に則り、従来の見解を変更した（昭和47年6月19日自治行46号）。

最判昭52.12.19

国家公務員法一〇〇条一項の文言及び趣旨を考慮すると、同条項にいう「秘密」であるためには、国家機関が単にある事項につき形式的に秘扱の指定をただけでは足りず、右「秘密」とは、非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものをいうと解すべきところ、原判決の認定事実によれば、本件「営業庶業等所得標準率表」及び「所得業種目別効率表」は、いずれも本件当時いまだ一般に了知されてはならず、これを公表すると、青色申告を中心とする申告納税制度の健全な発展を阻害し、脱税を誘発するおそれがあるなど税務行政上弊害が生ずるので一般から秘匿されるべきものであるというのであつて、これらが同条項にいわゆる「秘密」にあたるとした原判決の判断は正当である。

最判昭59.5.31

普通地方公共団体の申立に基づいて発せられた支払命令に対し債務者から適法な異議の申立があり、民訴法四四二条一項の規定により右支払命令申立の時に訴えの提起があつたものとみなされる場合においても、地方自治法九六条一項一号の規定により訴えの提起に必要とされる議会の議決を経なければならないものと解するのが相当である。右と同趣旨の見解のもとに、本件訴えは上告人市の議会の議決を欠き不適法であるとした原審の判断は正当であり、原判決に所論の違法はない。論旨は、ひっきよう、独自の見解に基づいて原判決を論難するものであつて、採用することができない。

最判昭59.12.13

公営住宅の使用関係には、公の営造物の利用関係として公法的な一面があることは否定しえないところであつて、入居者の募集は公募の方法によるべきこと（法一六条）、入居者は一定の条件を具備した者でなければならないこと（法一七条）、事業主体の長は入居者を一定の基準に従い公正な方法で選考すべきこと（法一八条）などが定められており、また、特定の者が公営住宅に入居するためには、事業主体の長から使用許可を受けなければならない旨定められているのであるが（条例三条）、他方、入居者が右使用許可を受けて事業主体と入居者との間に公営住宅の使用関係が設定されたのちにおいては、前示のような法及び条例による規制はあつても、事業主体と入居者との間の法律関係は、基本的には私人間の家屋賃貸借関係と異なるところはなく、このことは、法が賃貸（一条、二条）、家賃（一条、二条、一二条、一三条、一四条）等私法上の賃貸借関係に通常用いられる用語を使用して公営住宅の使用関係を律していることから明らかであるといわなければならない。したがつて、公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借家法に優先して適用されるが、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用があり、その契約関係を規律するについては、信頼関係の法理の適用があるものと解すべきである。

名古屋地判昭59.12.26

行政処分的性質を付与する特段の法的制限が加えられていない限り、原則として、私法上の贈与に類するものであり、補助金決定は私法上の申込みに対する承諾と同視し得るから、行政処分に該当しないものと解するのが相当である。

東京高判平7.7.19

税務職員の守秘義務は、税務職員が税務調査等の税務事務に関して知り得た納税者自身や取引先等の第三者の秘密を保護するということにとどまらず、そうした秘密を保護することにより、納税者が税務当局に対して事業内容や収支の状況を自主的に開示・申告しても、また、税務調査等に納税者や取引先等の第三者が協力しても、税務職員によってこれが公開されないことを保障して、税務調査等の税務事務への信頼や協力を確保し、納税者の第三者の真実の開示を担保して、申告納税制度の下での税務行政の適正な執行を確保することを目的とする。

一般の民事訴訟の当事者に対する反面調査の内容を、当該訴訟において税務職員に尋問することは、反面調査の被調査者が守秘義務により保護されるべき利益を放棄しているとしても、①申告納税制度の下での税務行政の適正な執行を確保する必要から、税務調査の方法やその範囲についての秘密を守る必要があることは明らかであること、②反面調査の被調査者が、将来、本人が当事者である訴訟において相手方から調査に関する証人尋問について承諾するか否かを迫られる可能性があるということになると、一般国民に反面調査への協力を躊躇させる結果となるおそれもあることを考慮すると、課税庁が守秘義務を理由に調査担当者の証言を許可しなかったことは違法であるということとはできない。

東京高判平9.6.18

税務職員の守秘義務は、税務職員が税務調査等の税務事務に関して知り得た納税者自身や取引先等の第三者の秘密を保護するということにとどまらず、そのような秘密を保護することにより、納税者が税務当局に対して事業内容や収支の状況を自主的に開示・申告しても、また、税務調査等に納税者や取引先等の第三者が協力しても、税務職員によってこれが公開されないことを保障して、税務調査等の税務事務への信頼や協力を確保し、納税者や第三者の真実の開示を担保して、申告納税制度の下での税務行政の適正な執行を確保することを目的とするものである。

右のように、税務職員に課された守秘義務は、職務上知り得た秘密をみだりに他人に漏らしたり、自己又は他人の利益のために流用するなどの行為を禁じる趣旨であるから、公益に資するための真実発見の要請に基づく情報の開示など、守秘義務を免除すべき正当な理由がある場合には免除されるものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、別件国家賠償請求訴訟は、民事訴訟とはいえ、課税処分の違法性の有無等を実質的な争点とする訴訟であって、同訴訟の被告国の指定代理人である国税訟務官らは、課税処分の適法性の立証等のために本件調査を行い、これによって得た資料を、課税処分の適法性の立証等のために書証として提出したものである。すなわち、別件国家賠償請求訴訟の被告国の指定代理人らは、税務調査の結果を、当該調査の本来の目的に沿って、国家財産の保護という公益に資するために必要な限度において開示したものにほかならないから、守秘義務を免除すべき正当な理由があるというべきであって、右の指定代理人らが本件調査によって得た資料を別件国家賠償請求訴訟において書証として提出する行為は、国家公務員法一〇〇条一項、所得税法二四三条（注：現行の国税通則法126条で、同条は地方税法22条と同一内容を規定している。）が規定する守秘義務に反するものではなく、何ら違法はない。

大阪高判平10. 1. 29

国家公務員法は、国家公務員一般に対し守秘義務を課し（同法一〇〇条）、これに違反した者を一年以下の懲役または三万円以下の罰金に処する旨定めているが（同法一〇九条）、法人税法は、更に税務職員の守秘義務を規定し、これに違反した者を二年以下の懲役または三万円以下の罰金に処する旨規定している（同法一六三条）、税務職員に対し、より重い守秘義務を課しているが、これは、税務職員がその職務の性質から納税者やその関係者である第三者の財産上、一身上の秘密に広く接する立場にあることから、これらの者の秘密を保護するとともに、右秘密が公開されないことを保障することにより、国民一般の税務事務に対する信頼や協力を確保し、もって、申告納税制度の下における租税行政の適正な執行を確保するためであって、納税者等の秘密に関する税務職員の守秘義務は、法律において個別具体的にこれを開示することを許容した規定（例えば恩給法五八条の四第三項、生活保護法二九条、児童扶養手当法三〇条等）がない限り、解除されることはないものと解するのが相当である。

大阪地判平13. 3. 8

地方税法22条は、地方税に関する調査に関する事務に従事する者が、その職務を遂行する過程において、納税義務者の行う申告・報告や質問検査権の行使によって納税義務者等の私人の秘密を知ることが、適正な地方税の賦課徴収のために必要でやむを得ないことであるが、地方税の賦課徴収に必要な限度を越え、私人の秘密が漏示されることはプライバシーの権利を侵害することとなるため、このような基本的人権の侵害を未然に防止することを目的として規定されたものと解される。このような規定の趣旨に照らすと、同条にいう「秘密」とは、地方税に関する調査に関する事務に従事する者が、地方税に関する調査事務の過程で知り得た私人の情報のうち、いわゆる実質秘、すなわち一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められるものをいうと解するのが相当である。被告は、同条の趣旨が税務行政の円滑適正な執行を確保し、徴税システム全体を保護することにもあると主張するが、同条の趣旨は前示のとおりであって、被告の主張は採用することができない。したがって、被告主張のような行政上の必要のために秘密を保つことが要求される情報は、同条にいう秘密に該当するとはいえない。

最決平15. 10. 10

大阪高判昭44. 9. 29は、「地方公共団体の公の施設ないし公営事業は、公法的色彩を帯びる法規に服するけれども、その使用料ないし料金は、必ずしも常に公法上の性質を有するとは限らず、ことに地方公共団体の水道事業の経営は、公共の福祉の増進を本来の目的としているが、他面、企業の経済性発揮の原則を維持し、独立採算制を建前としてその運営経費は事業収入に依存するものとし（地方公営企業法3条、17条の2第1項参照）、水道水の供給とその料金の支払とは相互的対価関係に立つものであり、その限りにおいて私法上の双務契約と性質を異にするものではなく、また水道法15条1項は『水道事業者は需用者から給水契約の申込をうけたときは・・・』と規定して、水道事業者と需用者の関係が対等の立場に立つ契約関係をあらわす文言を使用していることなどから考えると、地方公共団体の水道事業における水道水の供給による水道料金債権は、その性質が私法上の債権であって民法の適用をうけるものと解すべきである。」と判断した。

近年、東京高裁平13. 5. 22がこれと同様の判断を示したうえ、水道供給契約によって供給される水は、民法173条の「生産者、卸売商人及び小売商人が売却した産物又は商品に含まれるものというべきであるから、結局、本件水道料金債権についての消滅時効期間は、民法173条所定の2年間と解すべきこととなると判示したところ、水道事業

者は、最高裁に上告受理の申立をしたが、最高裁は上告を受理せず（最決平15.10.10）、上記東京高裁が確定した。

最判平16.4.23

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。

最判平17.11.21

公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法236条1項所定の5年ではなく、民法170条1号により3年と解すべきである。

以上と同旨の見解に基づき、本件の診療費等の債権のうち、その履行期から本件訴え提起時まで3年を経過したものについて、時効により消滅したとする原審の判断は、正当として是認することができる。

奈良地裁平19.3.22

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はないというべきである（最高裁平成16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁）。

しかし、債権については、地方自治法施行令171条の6第1項によれば、地方公共団体の長は、① 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき（1号）、② 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき（2号）、③ その他一定の事由がある場合（3号から5号まで）においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができ、この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げないとされている。また、同施行令171条の3によれば、地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならないが、同施行令171条の6第1項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りではないとされている。

したがって、上記法定の事由がある場合においては、履行期限を延長する特約をすることが許されるし、また、履行期限の繰上げ及びこれを前提とする履行の請求等をしなかったとしても、違法なものということとはできない。

（省略）

被告知事らは、本件については、地方自治法施行令171条の2ただし書の「その他特別の事情があると認める場合」、171条の3ただし書の「その他特に支障があると認める場合」に該当する事由があるとして、①本件各貸付けに高度の政策性・公益性があること、②同施行令171条の2、3の措置をとった場合には、被告組合の経営改善意欲が低下するおそれがあること、③被告組合が操業停止に陥った場合、臭気公害が再発したり、奈良県内の食肉処理が滞るなどの弊害が生じるおそれがあることなどを指摘する。

しかしながら、① 被告らの主張する政策性・公益性は、主として貸付けを実施するこ

と自体及びその対象選定や条件設定において考慮されるものであって、それらの局面においては、それぞれの根拠規定ないし制度目的に応じた裁量的判断が許されるとしても、貸付けとしていったん設定された条件について後これを変更するなどの債権の管理に関する事項については、前記のとおり法定されているのであって、それにもかかわらず、貸付目的の政策性・公益性を理由に履行期限の繰上げや強制執行等を行わないことを認めるとすれば、貸付けと補助金との区別を不明確にするのみならず、法令上、強制執行が功を奏しないと認められる場合に限り徴収停止の措置をとることができ（地方自治法施行令171条の5）、また、債務者が無資力又はこれに近い状態にあること（同施行令171条の6第1項1号）を理由に履行期限を延長した場合に限り、議会の議決を得ることなく債権を免除できる（地方自治法96条1項10号、同施行令171条の7第3項）ものとされていることを無意味にしてしまう点でも相当でない。さらに、② 正常な債権回収が到底期待できない状況にありながら、なお、被告組合の経営改善努力を考慮して、履行期限の繰上げや強制執行等を行わないのは失当であるし、③ 前記認定のP12センターの状況や化製業の構造不況の実態等の事情を踏まえれば、仮に被告組合が操業停止に陥ったとしても、直ちに被告知事らが指摘するような弊害が生じる具体的なおそれがあるとは認められない。

したがって、上記被告知事らの主張はいずれも採用できない。

広島地判福山支部平20.2.21

福山市の市営住宅にかかる連帯保証人に対する請求につき、「公営住宅が住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉増進を目的としていることから、公営住宅の賃貸借契約に基づく賃料等の滞納があった場合の明渡等請求訴訟の提起に関して、その行政実務において、滞納額とこれについての賃借人の対応の誠実さなどを考慮して慎重に処理すること自体は相当且つ適切な処置であるとしても、そのことによつて滞納賃料等の額が拡大した場合に、その損害の負担を安易に連帯保証人に転嫁することは許されず、明渡等請求訴訟の提起を猶予する等の処置をするに際しては、連帯保証人からの要望があった場合等の特段の事情のない限り、滞納額の増加の状況を連帯保証人に適宜通知して連帯保証人の負担が増えることへの了解を求めるなど、連帯保証人に対しても相応の措置を講ずべきものである」ということができる。」としたうえ、「平成5年12月20日に催告書を送付したのを最後に、平成18年10月11日に至るまで、催告書を全く送付することなく、また、訴外Aの賃料滞納の状況についても一切知らせずに放置していたものであり、原告には内部的な事務引継上の過失又は怠慢が存在するにもかかわらず、その責任を棚上げにする一方、民法上、連帯保証における責任範囲に限定のないことや、連帯債務における請求に絶対効が認められることなどから、被告に対する請求権が形骸的に存続していることを奇貨として、敢えて本件訴訟提起に及んでいるものであり、本件請求における請求額に対する被告の連帯保証人としての責任範囲等を検討するまでもなく、本件請求は権利の濫用として許されないものというべきである。」として福山市の上記連帯保証人に対する請求を棄却した。

最判平21.4.28

地方公共団体が有する債権の管理について定める法240条、地方自治法施行令171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない（最高裁平成12年（行ヒ）第246号同16年4月23日第二小法廷判決・民集58巻4号892頁参照）。・・・被告上告人らによる不法行為の成立を認定するに足りる証拠資料の有無等につき本件訴訟に提出された証拠の内容、別件審決の

存在・内容等を具体的に検討することなく、かつ、前記のような理由のほかには不法行為に基づく損害賠償請求権の不行使を正当とするような事情が存在することについて首肯すべき説示をすることなく、同請求権の不行使が違法な怠る事実にあたらないとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

大阪高裁平 21. 12. 17

地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法 240 条、同施行令 171 条から 171 条の 7 までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はなく、地方公共団体の長は、債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、強制執行の手續等をしなければならず（同施行令 171 条の 2 第 1 号及び 2 号）、例外的に同施行令 171 条の 5 の措置（徴収停止）をとる場合又は 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他「特別の事情」があると認める場合は、この限りでないものとされている（171 条の 2 ただし書）。上記法の趣旨、規定ぶりからも、上記「特別の事情」は、財務会計上の考慮に基づき、直ちに強制執行の手續等をとることが得策ではないような極めて例外的な場合を指すと解さざるを得ない。これとは別に政策的・公益的な観点をも判断要素として考慮することは法の趣旨を超えるものであって、原則として許されないと解すべきである。この点は、原判決が説示するとおりである。

東京地判平 22. 9. 16

弁護士法 23 条の 2 に基づく照会制度の趣旨によれば、照会を受けた相手方は、自己の職務の執行に支障のある場合、または照会に応じて報告することのもつ公共的利益にも勝り保護しなければならない法益が他に存在するような場合を除き、原則としてこれを拒否することはできない。照会に対する回答拒否が申立てをした弁護士の依頼者の権利ないし法的利益を侵害する場合には、依頼者に対する不法行為責任を生じ得る。

大津地裁平 23. 3. 24

地方公共団体が有する債権の管理について定める法 240 条、地方自治法施行令 171 条から 171 条の 7 までの規定に照らすと、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長には、その行使又は不行使についての裁量権はないと解すべきである。すなわち、地方自治法施行令は、地方公共団体が有する債権が督促後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、（1）地方自治法施行令 171 条の 5 により債権の取立て等をしない旨の措置をとる場合、（2）地方自治法施行令 171 条の 6 により履行期限を延長する場合、（3）その他特別の事情があると認める場合を除き、地方公共団体の長は、担保権の実行、保証人に対する履行の請求又は強制執行の手續をとらなければならないと定めている（地方自治法施行令 171 条の 2）。そして、これらの場合のうち、（1）の債権の取立て等をしない旨の措置をとることができる場合とは、債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、①法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき、②債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき、又は、③債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるときのいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときに限定されている（地方自治法施行令 171 条の 5）。また、（3）のその他特別の事情があると認める場合

については、具体的な定めが設けられていないが、地方自治法施行令171条の5が規定する場合、いずれも取立費用が債権の回収見込額を上回ると認められるときであることを考慮すると、その他特別の事情があると認める場合とは、債務者が無資力であるため債権の回収が極めて困難と認められる場合など、地方自治法施行令171条の5が規定する場合に類する事情が存在すると認められる場合に限られると解するのが相当である。

このように、地方公共団体の長は、債権の回収が不可能か又は極めて困難である場合などを除き、地方公共団体が有する債権の行使又は不行使についての裁量権を有しないというべきである。

上記のとおり、本件土地1、2及び4については、不法占有の事実が認められ、甲良町に賃料相当額の損害賠償請求権が発生しているのに、甲良町の長であったAは、各債務者について、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるべき事情も特に窺われない状況の下、平成17年11月9日まで上記損害賠償請求権を行使しなかったものであり、このようなAの行為は、財産の管理を違法に怠る事実にあたるというべきである（被告は、本件土地2について、払下合意が成立した後に、県との協議等いわば行政側の事情により払下処理が完了していない状態で、占有対価を求めて訴訟を提起することは、不合理であり適切でもない等と主張するが、被告主張の事情は、債務者について、賃料相当額の損害賠償債務を履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるべき事情にあたるとはいえない。）。

最判平24.4.20／最高裁判所裁判集民事240号185頁

地方自治法96条1項10号が普通地方公共団体の議会の議決事項として権利の放棄を規定している趣旨は、その議会による慎重な審議を経ることにより執行機関による専断を排除することにあるものと解されるところ、普通地方公共団体による債権の放棄は、条例による場合を除いては、同法149条6号所定の財産の処分としてその長の担当事務に含まれるとともに、債権者の一方的な行為のみによって債権を消滅させるという点において債務の免除の法的性質を有するものと解される。したがって、普通地方公共団体による債権の放棄は、条例による場合を除き、その議会が債権の放棄の議決をただけでは放棄の効力は生ぜず、その効力が生ずるには、その長による執行行為としての放棄の意思表示を要するものというべきである。

最判平24.4.20／最高裁判所民事判例集66巻6号2583頁

地方自治法96条1項10号が普通地方公共団体の議会の議決事項として権利の放棄を規定している趣旨は、その議会による慎重な審議を経ることにより執行機関による専断を排除することにあるものと解されるところ、普通地方公共団体による債権の放棄は、条例による場合を除いては、同法149条6号所定の財産の処分としてその長の担当事務に含まれるとともに、債権者の一方的な行為のみによって債務を消滅させるという点において債務の免除の法的性質を有するものと解されるから、その議会が債権の放棄の議決をただけでは放棄の効力は生ぜず、その効力が生ずるには、その長による執行行為としての放棄の意思表示を要するものというべきである。他方、本件改正条例のように、条例による債権の放棄の場合には、条例という法規範それ自体によって債権の処分が決定され、その消滅という効果が生ずるものであるから、その長による公布を経た当該条例の施行により放棄の効力が生ずるものというべきであり、その長による別途の意思表示を要しないものと解される。

平24.7.18東京地裁判決

賃借人は賃料不払を続けながら賃貸建物を明け渡さないという事態が生じた場合、賃貸

人には、保証契約の当事者として、保証人の上記支払債務が当該保証契約に即して通常想定されるよりも著しく拡大する事態が生ずることを防止するために、当該保証人との関係で、解除権等の賃貸人としての権利を当該賃貸借の状況に応じた的確に行使すべき信義則上の義務を負うというべきであり、当該賃貸人が当該権利の行使を著しく遅滞したときは、著しい遅滞状態となった時点以降の賃料ないし賃料相当損害金の当該保証人に対する請求は、信義則に反し、権利の濫用として許されないというべきである、保証人に対する約5年分の滞納使用料の請求のうち、3年分を認め、その余の請求を棄却した。

名古屋地判平25. 2. 8

弁護士法23条の2は、照会を申し出た弁護士やその依頼者の権利または利益の保護を直接の目的とした規定ではないから、被照会者に弁護士法上の報告義務がある場合にこれを怠ったとしても、直ちに不法行為法上違法であることにはならないが、被侵害利益の要保護性、被侵害利益の侵害の程度やその態様、被照会者の負担、報告によって予想される不利益の程度等の事情のいかんによっては、被照会者が、不法行為法上も報告義務を負い、報告をしないことが、当該照会を申し出た弁護士やその依頼者の権利ないし法律上保護される利益を侵害するものとして違法と評価される場合がある。

東京高判平25. 4. 11

弁護士会照会の主体は弁護士会であり、その相手方は公務所または公私の団体であるから、これに基づく法律関係は弁護士会とその相手方の団体との間に係るものであり、相手方が回答義務を負うとしても当該義務は相手方が弁護士会に対して負う一般公法上の義務であって、同照会の依頼者が法律関係の当事者でなく事実上の利害関係にすぎない等の本件判示の各事実関係のもとにおいては、依頼者が弁護士会と相手方との他人間の法律関係について即時確定を求める利益を有するという事はできない。

弁護士会照会を受けた金融機関が、当該照会事項について弁護士会に対して回答すべき義務を負う場合であっても、当該金融機関の判断に故意または過失があるとまではいえない以上、弁護士会照会の権限は弁護士会にのみあって、弁護士およびその依頼者は個々の照会先に対し回答を求める権利を有しないことはもとより、回答を求めることにつき法律上の利益を有していると認めることはできない等の本件判示の各事実関係のもとにおいては、その回答拒絶を理由とする慰謝料を求める請求には理由がない。

名古屋高判平25. 7. 19

弁護士法23条の2の定める弁護士照会制度における当事者は、照会を行った弁護士会と照会を受けた公務所又は公私の団体（以下「照会先団体」という。）であり、照会先団体が報告義務を負うのは弁護士会に対してであって、弁護士会に当該照会申出をした弁護士に対してではないのであり、同弁護士は、照会先団体が照会に応じて弁護士会に報告をした場合に弁護士会にその内容の開示を請求できるにすぎないのである。

このような弁護士照会制度の構造に照らすと、照会申出をした弁護士は、弁護士法23条の2により弁護士会が運営する公的制度としての弁護士照会制度が実効的に運営されることに重大な利害を有するのであるが、あくまでも同制度の利用者として、同制度の運用による反射的な利益を享受する立場にあるにすぎず、照会先団体に対して報告を請求できる法的な権利を有することはないし、照会先団体が照会申出をした弁護士に対して報告義務を負うようなこともないのである。

そうすると、照会先団体が、弁護士会からの照会に対し、正当な理由がなく報告義務を不履行にした場合であっても、そのことは、当該照会申出をした弁護士との関係で、当該弁護士が有する、法的に許容された範囲で、受任した事件の処理に必要な事実の調査及び証拠の収集を行う法的利益を違法に侵害することにはならないというほかない。